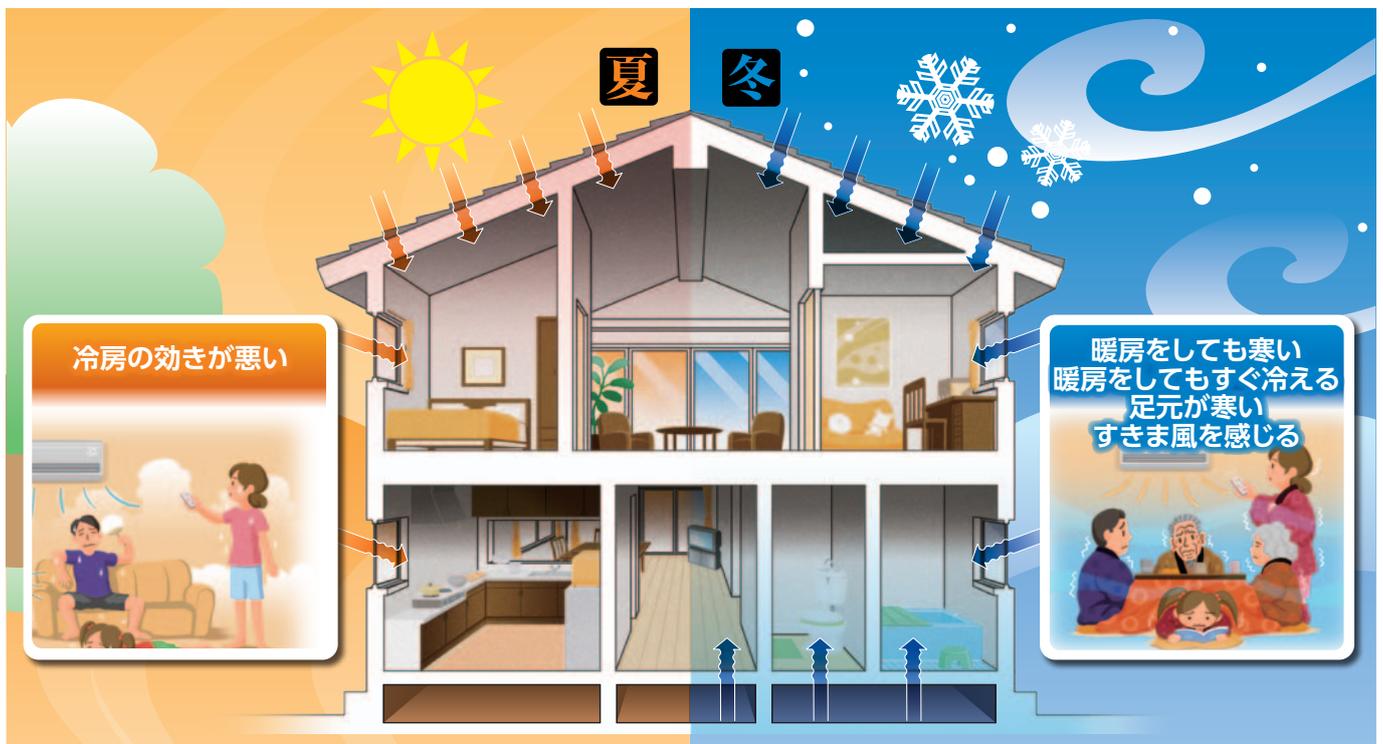


建築材料を対象とする トップランナー制度が 始まっています

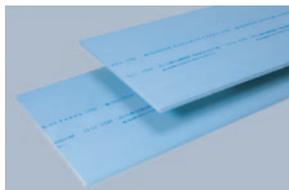
建築材料を対象とするトップランナー制度の必要性

平成10年以降、トップランナー制度により冷暖房機器などの家電製品の省エネルギー性能向上が図られてきました（トップランナー制度の概要については裏面参照）。一方で、どんなに性能の高い冷暖房機器を使っても、それを使う場所である住宅そのものの断熱性が良くないと、外の気温の影響を受けやすくなり、冷暖房が効きづらく、たくさんのエネルギーを消費してしまいます。



建築材料を対象とするトップランナー制度の導入

平成25年5月のエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正に伴い、平成25年12月、建築材料を対象としたトップランナー制度が施行されました。対象となるのは押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材の製造事業者等です。目標年度の平成34年度（2022年度）に向けて、目標基準値の達成を目指します。



建材トップランナー制度 対象建材	押出法 ポリスチレンフォーム断熱材	グラスウール断熱材	ロックウール断熱材
目標基準値 (熱伝導率[W/(m・K)]※)	0.03232	0.04156	0.03781

※熱伝導率とは、熱の伝わりやすさを示す指標です。数値が小さいほど、単位長さあたりの断熱性能が良くなります。

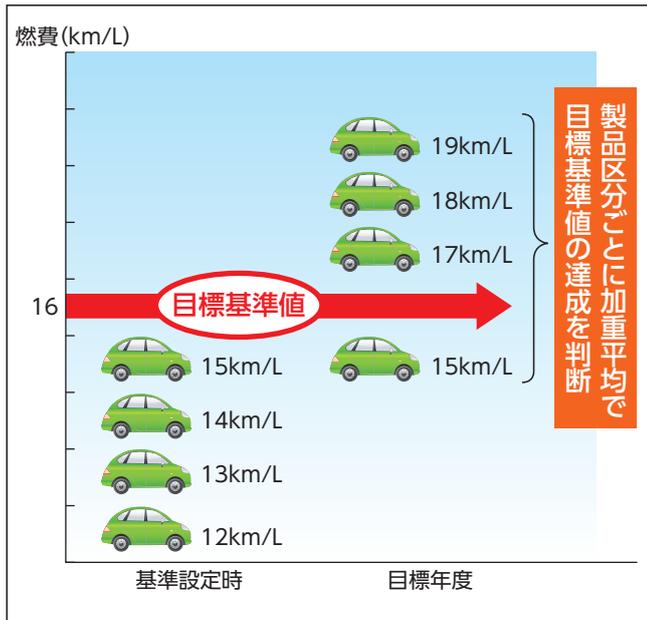
写真・イラスト提供：押出発泡ポリスチレン工業会 硝子繊維協会 ロックウール工業会 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

【参考】トプラナー制度の概要

トプラナー制度の概要と効果

トプラナー制度とは、自動車や家電等の製造事業者等に対して、3～10年程度先に設定される目標年度において省エネルギーに関連する目標基準値を満たすことを求める制度です。目標基準値は、基準設定時に性能が最も優れている製品の性能と技術開発の将来見通しを考慮して定められます。平成10年の省エネ法改正に基づき導入され、平成26年1月現在、自動車や家電等28機器の製造事業者等が本制度の対象となっています。

トプラナー制度のイメージ



トプラナー制度の対象機器

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1. 乗用自動車 | 15. 石油温水機器 |
| 2. 貨物自動車 | 16. 電気便座 |
| 3. エアコンディショナー | 17. 自動販売機 |
| 4. テレビジョン受信機 | 18. 変圧器 |
| 5. ビデオテープレコーダー | 19. ジャー炊飯器 |
| 6. 照明器具 | 20. 電子レンジ |
| 7. 複写機 | 21. DVDレコーダー |
| 8. 電子計算機 | 22. ルーティング機器 |
| 9. 磁気ディスク装置 | 23. スwitching機器 |
| 10. 電気冷蔵庫 | 24. 複合機 |
| 11. 電気冷凍庫 | 25. プリンター |
| 12. ストープ | 26. 電気温水機器
(ヒートポンプ給湯機) |
| 13. ガス調理機器 | 27. 交流電動機 |
| 14. ガス温水機器 | 28. LEDランプ |

トプラナー制度の導入により、ガソリン乗用自動車は約49%(1995→2010年度)、エアコンは約30%(2001→2011年度)の効率改善が図られました。

乗用車

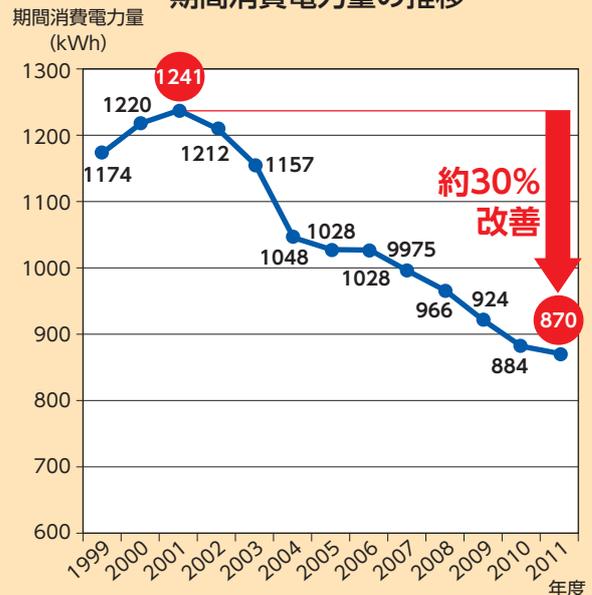
平均新車燃費の推移



※ガソリン乗用車の10・15モード燃費平均値の推移
※出所:国土交通省

エアコン

期間消費電力量の推移



※冷房能力2.8kW(8～12畳)のエアコンの単純平均値の推移
※期間消費電力量は、日本工業規格JIS C 9612:2005に基づいたもの
※出所:各年度の省エネ性能カタログ(夏・冬)